

社会保険適用時処遇改善コース中小企業活用事例

会社概要

本社：山形県
従業員数：約100人
（パート従業員約20人）
事業内容：食肉の加工・販売・卸売

課題と活用した助成金のメニュー

・パート従業員に労働時間の延長をお願いしても、年収の壁による就業調整の希望が強く、正社員がその分時間外勤務を行い、業務を回していた。



労働時間延長メニュー

令和6年10月の短時間労働者への適用拡大を待たず、前倒して社会保険加入を推進

1

最低賃金の引き上げにより、多くのパート従業員が就業調整（労働時間を短縮）したため、助成金を活用し、社会保険加入を進めることを決定。

Point

- ・ギフト・お歳暮のシーズンである12月の繁忙期は、**正社員の時間外労働のみで対応するのは難しい**と判断し、**短時間労働者（※）への社会保険の加入を進める**という会社の決断に至った。
- ・その際に、助成金の労働時間延長メニュー（週所定労働時間を4時間以上延長）を活用することとした。

（※）本企業の場合、令和6年10月以前は、週所定労働時間及び月所定労働日数が常時雇用フルタイム従業員の4分の3以上である労働者が社会保険加入の要件。

2

社会保険に加入するメリットを丁寧に説明

Point

- ・社保未加入のパート従業員に対して、説明会での**丁寧な説明・アンケート**を実施の上、**個別面談**を行った。
- ・その結果、20人中9人が**労働時間延長での社会保険加入**を希望。

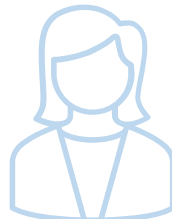
上記の取組による効果

- ・社会保険に加入することで、従業員が労働時間や給与額を気にする必要がなくなり、賞与の額を上げるなど、**パート従業員の処遇改善も同時に行うことができた。**
- ・パート従業員が就業時間を気にせず働けるようになったため、**繁忙期の正社員の時間外労働が大幅に削減**

従業員の声



社保加入で勤務時間を気にせず働けるようになった。1日1時間の延長だから負担も大きくない。将来的な補償も増えて安心。



社保加入で勤務時間や、賃金など気にする必要がなくなり働きやすくなった。会社からの丁寧な説明のおかげで加入を希望できた。